

# 武蔵野市地域防災計画【概要版】

(令和4年度修正)

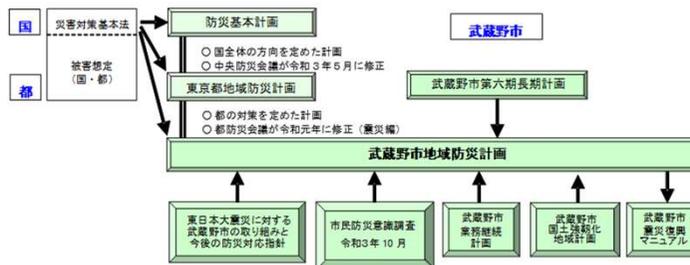
## 第1部 震災編 武蔵野市の総力を結集した地域防災力の高度化に向けて

### 計画の目的及び前提

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、武蔵野市防災会議が作成する計画です。「自助」「共助」「公助」を実現するとともに各主体が連携を図り、市の地域において地震をはじめあらゆる災害が発生または発生するおそれがある場合の予防対策、応急・復旧対策及び復興を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的としています。

計画の前提として、東京都の首都直下地震等の被害想定や新型コロナウイルス感染症の流行、火山の噴火予測の更新、気候変動を受けた台風や大雨の頻発化・激甚化を踏まえています。

### 根幹をなす法令・計画等との関連



### 基本目標と基本方針

市民の「命」と「財産」を守ることを第一に考え、「自助・共助・公助により武蔵野市の総力を結集した地域防災力の高度化を図り、被害の最小化を目指す」ことを計画の基本目標とします。この目標を実現するため、次の基本方針に基づいて計画を推進します。

- 基本方針1** あらゆる事態に備えた事前対策の充実と応急対応力の強化
- 基本方針2** 地域防災力向上のための多様な主体の連携強化

## ■ 被害想定

東京都が令和4年5月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」のうち、本市の人的被害等が最大となる以下の「多摩東部直下地震」の被害想定を計画の前提とします。

武蔵野市における被害想定概要（多摩東部直下地震（冬・夕、風速8m/秒））

被害項目	被害想定結果	被害項目	被害想定結果
震度	市内最大震度6強	避難者数	30,861人
死者数	60人	避難所避難者数	20,677人
負傷者数	934人	避難所以外への避難者数(疎開者人口)	10,184人
うち重傷者数	144人	帰宅困難者数	27,284人
全壊・焼失棟数	2,100棟	上水道(断水率)	29.6%
焼失棟数	1,649棟	下水道(管きよ被害率)	3.1%
建物倒壊棟数(全壊)	451棟	停電率	8.5%

## ■ 被害軽減と市民生活再生に向けた目標(減災目標)

今後10年以内(令和7年度 ※平成27年度修正時点)に達成すべき目標として以下の4つを定めています。

市は、目標達成に向けて、東京都、防災機関、市民、事業者等と協力して対策を推進していきます。

### 目標1 死者を6割以上減少させる

- ① 建築物の倒壊による死者を6割以上減少させる。
- ② 火災による死者を6割以上減少させる。
- ③ 建築物の全壊・焼失棟数を6割以上減少させる。

### 目標2 避難者を6割以上減少させる

自宅での生活を継続できる自助・共助の推進により避難者を6割以上減少させる。

### 目標3 帰宅困難者の安全を確保し、駅周辺の混乱を防止する

- ① 企業等の備蓄や一時滞在施設の確保、情報提供に向けた体制の確保により、帰宅困難者の安全を確保し、駅周辺の混乱を防止する。
- ② 保護者が帰宅困難となった場合の子育て施設等の対策を推進する。

### 目標4 ライフラインを60日以内に95%以上回復する

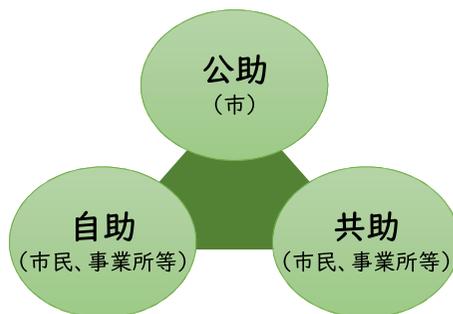
ライフラインの復旧目標に基づき早期回復に努めるとともに、自宅での生活継続が可能な自助・共助の推進などを進め、早期に被災者の生活再建の道筋をつける。

## 第2部 震災編 責務と体制

### ■ 基本理念と基本的責務

まず第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方、第二に地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、これらと連携し、市民の生活の場である市域を、震災から守ることは、行政に課せられた責務という考え方があります。

震災対策の推進にあたって、市は、広域的役割を担う都や国と一体となって、市民と連携し、市民や市域に集う多くの人々の生命及び財産を守り、市域の様々な機能を維持しなければなりません。



## 第3部 震災編 施策ごとの具体的計画（予防・応急・復旧計画）

### 第1章 市民と地域の防災力の向上

市民による自助、地域による共助の備え、消防団による活動、事業所防災、ボランティアとの協働、市民・行政・事業所等の連携に取り組んでいきます。



### 第2章 安全な都市づくりの実現

建物の耐震化や安全対策の促進、出火・延焼等の防止など、予防対策の中でも直接死者を減らすための施策に取り組んでいきます。

### 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフラインの確保

道路整備やライフライン施設の対策など、消火・救助・救急活動などを円滑に実施するための施策や災害関連死を防ぐため必要なライフラインの早期復旧に関する対策に取り組んでいきます。

### 第4章 自治と連携による応急対応力の強化



市と警察、消防、都、自衛隊、他の市区町村との連携、市の災害時活動拠点の整備や受援の体制整備に取り組んでいきます。

### 第5章 情報通信の確保

防災関係機関相互の連絡体制や、市民への情報提供体制の整備、市民相互の情報連絡の環境整備に取り組んでいきます。

### 第6章 医療救護等対策

発災後や72時間以降の、医療救護等対策に関する初動医療体制等の整備、医薬品・医療資器材の備蓄・調達、医療施設等の基盤整備に取り組んでいきます。

### 第7章 帰宅困難者対策

地震発生直後に生じる帰宅困難者への対策に関する体制整備や一時滞在施設の確保に取り組んでいきます。

### 第8章 避難者対策

避難行動要支援者等の避難体制の整備や、避難所・避難場所等の指定・安全化、避難所等の管理運営体制の整備やその後の避難所運営に取り組んでいきます。

### 第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進

物流が一時的に途絶えることを前提に、市における食料や生活必需品等の確保、飲料水等の供給、輸送体制の整備や輸送車両の確保に取り組んでいきます。

### 第10章 放射性物質対策

東日本大震災の事象を踏まえ、情報連絡体制の整備、市民の不安払拭・安全確保のための対策、放射線等使用施設の事故時における応急対策に取り組んでいきます。

### 第11章 住民の生活の早期再建

被災者生活再建支援金の支給をメインとした、被災者生活再建支援業務の体制整備やトイレの確保及びし尿処理、ごみやがれき処理体制の構築、災害救助法及び激甚災害法適用にかかる報告体制の整備等に取り組んでいきます。

## 第4部 震災編 震災復興計画

大規模な災害により被害が一定を超え、元の状態に復旧できない状況が発生した場合、震災復興計画に基づき事業を進めます。

被災直後の救助と応急復旧中心の体制から、復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、震災復興事業を長期的視野に立って速やかに、かつ計画的に実施していくための組織として災害復興本部等の総合的な組織・体制について記載しています。

### 付編 東海地震事前対策

本付編では、東海地震の警戒宣言時等に関する事前対策を定めています。

南海トラフ巨大地震による区部や多摩地域の最大震度や津波などの想定は、「首都直下地震等による東京の被害想定」よりも小さい想定となっているため、市における南海トラフ地震等への対策は地震編を準用することとし、本付編においては、「東海地震に関連する情報」を「南海トラフ地震に関連する情報」に読み替えた暫定的な対応としています。

## その他の災害編

### 風水害等編

「風水害に強い市の実現」を図ることを目的とした計画です。

台風や大雨の頻発化等を受け、都や市の各種取組みを風水害等編の予防対策として位置付けています。風水害時の市の態勢、風水害の被害を軽減させるためのハード・ソフト対策、災害発生時の対策について取り組んでいきます。



### 火山噴火降灰編

火山噴火による降灰への対応を記載した計画です。

主に富士山で大規模な噴火が発生した場合、本市においては、2～10センチ程度の降灰が予測されます。降灰に伴い、道路や交通機関、上下水道への影響が懸念され、物流が滞る可能性があります。火山の噴火を本市の災害想定に加え、降灰時の対策を記載しています。

### 大規模事故対策編

市内における大規模停電や大規模火災などへの対策を記載した計画です。

市民生活に大きな影響を及ぼす事故等の類型を定めています。自然災害とは異なり、発生源が特定された場合は、その施設等管理者との連携が重要となるため、情報収集や関係機関との連携について記載しています。

### 武蔵野市地域防災計画

(令和5年1月)

編集発行 武蔵野市防災会議  
事務局 武蔵野市 防災安全部 防災課  
東京都武蔵野市緑町2-2-28  
TEL: 0422-60-1821 / FAX: 0422-51-9184

写真提供: 武蔵野市

本冊は市ホームページからご覧いただけます。

(QRコード)